

様式第4号(第6条関係)

平成25年度 第2回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成25年8月30日(金)	
開催場所	奈良市役所北棟4階 第18会議室	
出席委員	委員 長 森 裕之 委員 小島 幸保 委員 中川 雅晴	
審議対象期間	平成25年4月1日～平成25年6月30日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 抽出案件について 入札番号 63,64,134157(奈良市・一般競争入札) 15,126 (奈良市・指名競争入札) 2. 1者応札における今後の課題について
一般競争入札	127	
指名競争入札	34	
随意契約	2	
合計	163	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・制限付一般競争入札の地域要件を、市内本店だけではなく、市内営業所まで拡充し、競争性を高めるのが国の方針に追随した形となる。 ・一般競争入札における1者入札に係る入札方法の考え方について、継続審議とする。 	

別紙

1. 抽出案件について

委員長： 入札番号 63 番、営繕課の平城西小学校耐震補強設計業務委託です。これは落札率が 99.90%と非常に高いという事で今回取り上げさせて戴いたものです。該当するのは 13 者あるという事ですね。

事務局： はい。耐震化を進める中でこの時期に一齐に発注しなければならないという事情もあり、10 本まとめてこの時に発注させて戴きました。13 者の方達は参加可能なのですが、結果としては参加者が 4 者か 5 者と少ない為、落札者が限定され、結果的に高落札率になったものと推察しております。

委員長： 時期とか業種とかにも拠ると思いますが、半分位は応札されないのですか。

事務局： 箱物を一から設計する業務は結構申込が多いのですが、耐震に関しては、時期が重なるという事も含めてですが、やはり参加者が少ないというのが現状です。

委員長： 参加者が少ないから落札価格が上がったという事ですが、この時他の小中学校も耐震設計をされている訳ですよ。そこの落札率を見ると 70%代後半から 80%代ですね。これだけが非常に高くなっているのですが、その理由というのは何かありますか。

事務局： 耐震補強設計業務 10 件の開札日が 5 月 21 日から 6 月 3 日に振り分けて開札を行いました。平城西小学校については 5 月 29 日という事で、それまでに落札した業者は、成果品が納められないという事もあり皆辞退されています。

委員長： 今日の抽出案件にはなっていませんが、辰市保育園ですが、これも 99.0%ですよ。

事務局： こちらにつきましては奈良市独自の最低制限価格の設定方法に拠りまして、事前公表している最低制限基準価格をベースとし、97.0%から 99.9%の間で最低制限価格を決定します。今回たまたま算出割合が 99.2%で抽選がありまして、一番低い札を入れた会社が最低制限価格を下回った関係で失格ということになりまして、逆転現象で高値で入れた会社が落札業者となりました。

小島委員： 耐震設計はまだ続きますか。

事務局： 設計については平成 26 年度、ですから後 1 年半あります。

委員長： 奈良市に支店を有するという形で枠を広げたらどれくらいの業者の数になりますか。

事務局： 支店を含めましたら、建築設計ですと後 15 者、20 者くらいは増えます。

委員長： 競争性の発揮という点では不調も含め、暫くまだ続くという事なので、少し応札者の数を増やす措置は要るのかなという感じはします。次の 64 番もまとめてお願いします。

事務局： 東福祉センター他 2 施設の耐震診断と耐震設計の業務委託で、5 者の入札の申込がありましたが、最終的には開札時点で 5 者とも辞退という結果で入札不成立になりました。この案件につきましては、指名競争入札をさせて戴いております。

委員長： 指名でされた理由は何故ですか。

事務局： 事務レベルの話になりますが、また一般競争入札をしますと入札の期間がかかり過ぎますので、今回に関しては指名競争入札でさせて戴きました。また、一般競争入札でした場合、果たして今回指名させて戴いた 10 者が応札するかは未知数であり、蓋を開けたら同じ結果になる可能性もあり、それも踏まえて指名競争入札を実施させて戴きました。

委員長： 今後はどのような方向性で考えておられるのですか。

事務局： 基本的には発注基準を設けており、それに則ると本来は市外業者は参加出来ませんので、こういう結果を踏まえて初めから枠を広げた発注方法を探るかというところです。

委員長： 全国的には入札不成立のケースが一般競争入札では増えていて、国の方も文書で指名競争入札をもう一度考え直すという通達をしているという状況もありますので、確かにこう

いった問題は奈良市だけではなくして、全国的に起こっているとは思いますが。

小島委員： 発注基準の修正というのは別に、臨機応変で良いのですか。

事務局： 奈良市独自の基準ですので可能です。

小島委員： 入札不成立がある程度予想されたら事前に

事務局： 基本的には基準に則って動きますので、勿論基準ありきなのですが、こういうことが現状として想定されるという中では、改正は可能かと思えます。

委員長： 市内に営業所、支店を置いている業者にまで参加要件を緩和する形で一般競争入札というのは可能ですか。地域性を重視した入札制度を国の方でも重視するようになって来ています。そういう事を考えると制限の中身を本社だけではなくして、市内営業所を持っているという形に拡充するという方が関係の無い業者を指名する指名競争入札よりも主旨にはあっているのかなという感じはします。

委員長： 次 134 番平城小学校耐震補強その他工事の案件も落札率が高いという事で今回抽出案件とさせて戴きました。変動型を入れた場合、全体として最低制限価格が高く決まり、高値で入札した業者が落札するというケースは少ないのですか。

事務局： 少ないです。変動型は入札額の平均を出し、尚且つ平均の 95%にまだカットしますので、奈良市がオープンにしている最低制限モデル型算出価格より何%が下回るのが殆どです。ところが今回高値の方が複数居られたので底値が上がってしまいました。こういったケースはこれまであまりありませんでした。

委員長： 3者が予定価格で入札されていますが、意図は何処にあると考えられますか。他の業者が全員失格になってしまったという事を狙っているのですか。

事務局： 本人が徳になるような事は無いと思います。また、以前に生駒市で1者をラインから外すが為に、共謀してラインを上げたという事案がありましたが、今回は考えられないです。

委員長： 市民の税金からすると相当損をしている感があります。

事務局： 変動型だけでは無しに、3%の制度というものが有り、開札日当日に最低制限価格を決めるのですが、年間 4、500 件の入札をする中で 5、6 件は逆転現象で高値で入れて居られる方が落札というケースがありますが、後は当然底値での落札です。

委員長： 上手く機能しているということですね。

事務局： そのように判断しています。

委員長： 指名競争入札の案件 15 番「流域下水道接続口及び奈良幹線最終口における水質検査業務委託」ですが、落札率が低いという事で抽出させて戴きました。

小島委員： 落札率が年々下がって来ている理由は分かりますか。

事務局： 計量につきましては、予定価格等非公表で、最低制限価格も設けておりませんが、開札録を過去 6 年間ホームページにも掲載していますので、去年の入札状況を指名業者も把握していると思います。

下水道総務課： 設計の方法につきましては、建設積算資料で最新の単価で積算しております。

事務局： 発注者側としては、成果品の内容について不安には思いますが、その辺については、去年の結果なり今年の状況としてはどうでしょうか。

下水道総務課： 年 4 回の報告があり、1 回目の報告は確実に履行されておりまして、正確な成果品も戴いておりますので、全く問題はないと考えております。

小島委員： 金額の差は主に人件費とかになるのですか。

事務局： 検査に当たって殆どが人件費になります。

中川委員： 予定価格にどういう意味があるのか、私たち第三者の目には分かり難いし、落札額に近づけた予定価格で予算管理をする必要があるのではないかと思います。

事務局： 予定価格の設定につきましては、積算根拠に基づいて数値が確定しますので、半値以下になったので、来年から半額の予定価格という訳にはなりません。

委員長： 違いは、実際は人件費を支払っているので、それを応札価格に反映するか否かということですかね。

事務局： それで良いかと思えます。市の積算としては、人件費として一人の金額が積算されています。

委員長： 落札率が低過ぎるのはそういう理由だという事で宜しいですか。次、126番環境清美工場の各種測定分析の案件ですが、落札率が高いという事と、この事業の背景についてお伺いしたいという事で今回抽出させて戴きました。

事務局： 一回目の入札の結果、全員が予定価格をオーバーしているので二回目に移行しました。1者以外は辞退札を入れ、その1者も予定価格を上回っていました。予定価格とかなりの開きがあり、入札不調とさせて戴きました。それで新たに3者を加え、業務期間等、仕様内容を変えて再度指名競争入札を実施し、殆どの方が辞退という中、一回で落札しましたが、落札率が98.98%でした。

委員長： 予定価格と何故これほど差があるのか、予定価格が妥当なのかという疑問が出て来ます。

環境清美工場： 業務に携わっている者としては、適正な積算をして金額が算出されています。

委員長： それはそうですが、では、何故適正な予定価格に対して多くの業者さんは倍近い応札価格を入れてこられているのかというのがお伺いしたい内容です。

環境清美工場： 問い合わせという事まではしていません。

小島委員： 人件費を食うって事ですよ。

環境清美工場： そうです。

中川委員： 毎年こんな状態なのですか。

環境清美工場： そうです。

委員長： 同種の事業で、奈良市が急に入札価格を上げるとは考えられないのに2倍近い価格で何者の方も応札するのは何故ですかね。

事務局： 元々辞退の方は、そういうのを想定しても無理だと判断されたのかなと思います。対面入札でわざわざ来られている理由については分かりません。

委員長： やはり予定価格が低すぎないのかという感じがします。

小島委員： 高くしてもここが落札しますよね。ここが存在する限りはずっと取っていきますよね。

委員長： そうですね。最低制限が無いですからね。

中川委員： ここの業者が長年やっておられるという訳ではないのですか。

事務局： 開札結果については、データとして委員さんに送付させて戴きます。

小島委員： 本当に無理なら辞退すれば良い。この金額では駄目だから見直しを求めるような。

委員長： 抗議の意思を示しているのですかね。何故この価格で業者さんが沢山応札してくるのか今回の課題にしたいと思います。

次の157番の3, 1号炉点検整備補修業務ですが、1者入札という事で挙げさせて戴きました。

事務局： 1者応札における今後の課題ということで、清掃工場の案件の経過について簡単に説明させて戴きます。昭和60年に清掃工場が整備され、プラント関係の施設修繕・保守点検につきましては、製造されたプラント設置メーカーと随意契約していました。その後指名競争入札及び一般競争入札を実施しております。ところが施工した業者しか参加しないという入札結果になっています。それに伴い、平成24年4月契約規則を改正し、地域要件が無い案件については、1者入札は有効としました。今回の検討の課題としましては、1

者入札の繰り返しで果たして良いものかというところです。

委員長： 入札をするとコストがかかり、長期間になり、随意契約も裁判所から違法とは言われてないので、それに切り替えていくという事が検討の課題ではないかという事です。

小島委員： 平成 24 年 6 月の落札率 66.15%のこれは同じ業務なのですか。

事務局： 全く同じ業務です。部品の見積をプラント設置メーカーから取得しないと積算出来ないの、そこで今回は複数業者ということを知りえたのかなと思います。

委員長： 結果的に通常よりも3分の2くらいの落札価格です。これは赤字覚悟で、自社プラントであるというプライドで低い値段で入札したのか、1者入札だろうから高く入札しているのか。仮に後者であれば、随意契約に切り替えると高値で契約していく事になります。

環境清美工場： 厳しいとは仰っていました。

委員長： 厳しいのにどうしてこの金額で入札したのですか。

環境清美工場： 他社では保守点検が出来ない、奈良市の工場は自社が守っていく自負だと思います。平成 17 年と平成 25 年に中核市を対象にしたアンケートでは、回答があった内、85%が随意契約、残りは、長期運転契約をし、その中でオーバーホール等の点検もしています。一般競争入札が1市で、指名競争入札が1市という回答です。

委員長： 随意契約だと予定価格の98%という契約になるという気がします。住民は他の入札より落札率が高過ぎると感じられると思います。その時に説明がつくのが大切です。

事務局： 随契のメリットは、即対応してもらえ、ストップする時間を短くして、直ぐに現場に入ってもらえるということです。

委員長： 他メーカーでは適切な点検が出来ないという前提ですが、その前提は正しいのですか。

環境清美工場： オーバーホールの点検補修は適正なゴミ処理が出来る、そういう環境を整える為の投資だと我々は思っています。

委員長： その通りですが、適正な点検整備業務はプラント設置メーカーでないと出来ないのですか。メーカーしか適切に出来ないなら、随意契約をする一定の理由はあると思います。入札しても出来ないし、ましてや、されると変な仕事になります。

環境清美工場： 我々この業務に携わっている者としては、プラント設置メーカーにメンテナンスして戴くのが一番適正だと思います。

小島委員： 部品とかの汎用性が無いのですか。

環境清美工場： そうです。

小島委員： 部品は何処の業者がしてもプラント設置メーカーの部品が要するという理解ですか。

環境清美工場： そうです。確かに中には汎用品もあります。

小島委員： 全体が汎用品でカバーできる訳ではないのですか。

環境清美工場： そうです。

小西部長： メーカーが他の業者から求められたら提供しなければなりません。額は高いはずですが。

小島委員： 透明性と安全性だと、安全性を優先すべきと思います。ただ、価格の問題がどうしても出て来ます。プラント設置メーカーが入札参加しないという事態が有り得るなら、市民に直接影響する事なので、安全性を優先すべきと思います。判決だけを根拠には出来ないけれども、市として安全性を重視しての判断は有りかと思います。

委員長： これだけプラント設置メーカーしか参加しないのは、確かに技術的な問題が大きいと思いますが、随意契約に戻す事は、この間の入札制度の改革に逆行するので、一般の人にも分かり易いような技術的な事、他自治体との客観的な比較の資料、後価格という内容で市としては市民が納得出来る根拠を出す必要があります。妥当な価格で、そしてその線できちっとプラント設置メーカーと交渉して市民に負担を掛けないようにする事も必要です。

小島委員： 試行的に随意契約というのはおかしいですかね。

委員長： そんな事は無いと思います。

事務局： 価格では無く安全性を第一にしようとする、プラント設置メーカーと契約すべきであるという理由付けは一つありますが、ここしか出来ないというのは言い切れません。

委員長： このレベルの仕事だと价格的に有利、つまり入札に掛ける事が不利という理由で随意契約になると思います。また安全性の確保、適切な業務という点でもやはりプラント設置メーカーの方が確実であるという事から随意契約の方が適切であるというのは言えます。

委員長： 因みに他の1者入札も同じ様なものと考えて良いのですか。

事務局： そうです。全て特殊な、メーカーであるとかです。

小西部長： 工場で随意契約のメリットというのをもう少し出せないのですか。例えば、随意契約と一般競争入札の予定価格を比較すると、格段に跳ね上がっている。これは随意契約を締結する時、プラント設置メーカーが個々の部品の交換時期を見極めるが、工場の職員がすると危険性が有るので全部交換という事になり、予定価格が跳ね上がっているのではないですか。

委員長： 随契の場合、プラント設置メーカーが予め来て必要な所だけをピックアップし、それが随意契約の契約金額に反映しているのであれば、当然下がります。ところが一般競争入札の場合、交換不必要な物まで予定価格の中に入れてしまっていて金額が上がるのではないかと、それならば随意契約のメリットとしてあります。

環境清美工場： 一般競争入札になると予定価格が高くなるのは、無駄な投資という見方があるかも知れませんが、予防保全という観点で、ある程度したらこの部品が壊れるのではないかとこの事で予想を立てて取替えをしています。

津山副市長： 予防保全の見極めをしているのは職員ですか。

環境清美工場： そうです。

委員長： 今日結論を出すのは出来ないと思いますが、随意契約に替えていく場合、市民に訴えかけて耐え得るメリットを出すということは確認出来たと思いますので、引き続き監視委員会の方でも機会を持って議論していきたいと思います。又事務局の方でも提案を出して戴いて意見交換させて戴いたらと思います。